

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実がある（当該行為がなされるのが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、カジノ事業者のために市有地を提供することは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第2条に規定する地方公共団体の精神障害者の発生を予防する義務に違反する行為であるため、カジノ施設の設置運営を目的とする事業者に対し山下ふ頭地区所在の市有地を払下げ、又は貸与することは違法又は不当として禁止されるべきであると主張しています。そして、監査委員が市長に対し、市有地を当該事業者には貸与してはならない旨、勧告することを求めています。これらの主張の理由として請求人は、次のように（①から④まで）述べ、カジノ施設の設置運営を目的とする事業者に対し、市有地の払下げ又は貸付が行われることが確実に予測されるとしています。

- ① 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）の実施のために必要な事項を定める法律は、本年中の成立が予定されていること。
- ② 横浜市当局が、特定複合観光施設を導入する検討を行っていること。
- ③ 新聞記事に市長の特定複合観光施設誘致に積極的な発言が複数あること。
- ③ 山下ふ頭の市有地は、物流業者との間で立ち退き合意の形成が進んでいること。

住民監査請求は、財務会計行為が相当の確実さをもって予測される場合もその対象に含まれます。相当の確実さをもって予測される場合とは、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、当該財務会計上の行為にかかわる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解するのが相当であると考えます（平成12年6月29日福岡高裁

判決同旨)。

本件では、現時点で、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第5条に規定する「必要となる法制上の措置」の国会審議が、衆議院の解散により先送りになっており、当該措置が講じられる見込みが立っていません。また、将来、当該措置が講じられたとしても、それだけでは当該市有地の払下げ又は貸付が行われるわけではなく、請求人がその主張の根拠とする①から④までからは、市有地がカジノ事業の敷地として提供されることが相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。